

[事案 23-17] 契約条件変更無効確認請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

経営破たんにより、別の保険会社へ契約移転された保険契約の保険金減額措置を不服として、契約当初の保険金額の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年と 6 年に、被保険者をそれぞれ長男と二男にしてこども保険に加入、全期前納払いで保険料を 140 万余円、246 万円を支払った。今般、加入後に最初に加した保険会社の経営破たんの影響により、契約当初の保険金額に対し、それぞれ 80 万余円、40 万余円、計 120 万円以上も減額されたことが判った。

これは、同社の経営破たんに伴う契約条件の変更によるものだが、保険料は加入時に一括で全期前納しており減額には当たらず、また経営破たんの責任は契約者にはないのに、一方的に保険金額を減額されるのは契約不履行であり、到底納得できない。

保険契約の移転を受けた保険会社は、当初の契約どおりの金額を支払うべき義務があり、契約条件の変更は納得できないので、契約条件の変更により減額された金額を支払ってほしい。また、平成 6 年に加入した保険に関して、今後支払われる祝金についても契約当初の保険金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 契約条件変更前の契約について、当社に支払義務はない。
- (2) 契約移転時に法律に基づく適正な既契約者への異議申立て手続きを経ている。
- (3) 申立人の請求に応じることは、特定の契約者への利益提供になる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面に基づいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人の前契約当事者である保険会社は、金融庁により業務の停止命令を受け破たんし、保険業法等の法律に基づき破たん処理がなされ、同会社の契約は、当時の責任準備金の 90 パーセントが補償されるとともに、保険金額の削減、予定利率の変更等の契約内容の変更の手続きを経た後、相手方会社に承継された。

従って、相手方会社は、承継された債務を履行する義務を負うが、破たん会社の責任を負うものではなく、また、承継前（契約内容の変更前）の契約内容に基づく債務の履行義務を負うものではない。

- (2) 確かに、かかる保護制度によっても、契約者が保険会社の破たんの不利益を全く受けないものではないが、申立人の受けた不利益は、破たん会社の契約者が等しく受けたものであり、申立人の主張を認めることはできない。